

## 個人情報保護委員会（第101回）議事概要

- 1 日時：平成31年4月12日（金）14：00～：14：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：嶋田委員長、熊澤委員、丹野委員、小川委員、中村委員、加藤委員、宮井委員、藤原委員  
其田事務局長、福浦事務局次長、的井総務課長、佐脇参事官、三原参事官、松本参事官、山崎参事官

### 4 議事の概要

#### （1）議題1：いわゆる3年ごと見直し（オプトアウト規定（名簿屋対策）の現状・苦情あっせんの取組）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

加藤委員から「名簿の売買に関しては、消費者から多くの意見が寄せられている。オプトアウト規定を利用する場合にも、個人データの入手及び提供の際の確認・記録が義務付けられている。現実的に適用するためにも、実務の状況をよく精査した上で、これと関連付けた仕組みを設けることを検討する必要がある」旨の発言があった。

中村委員から「公開情報であっても、データベース化して利用や売買をすることは、個人の利益を侵害する可能性を高めることがある。公開情報が個人情報の場合は、個人情報保護法の規定の下で取り扱わなければならないことから、個人情報の取得に際しての利用目的の通知や個人データの第三者提供の制限が適用されることを、Q&Aや広報・啓発活動を通じて分かりやすく周知することが重要である」旨の発言があった。

丹野委員から「個人情報保護法相談ダイヤルは、監督権限が当委員会に一元化されたことを受けて開始された体制であるが、消費者からの苦情に単に回答・助言をするだけでなく、一步踏み込んであっせんを実施して、一定の成果を挙げていることを高く評価したい。今後、この相談ダイヤルが周知されることで、件数が増えていくことが想定されるが、個人情報保護法について国民に周知する最前線であることを自覚して取り組むとともに、AIを使ったチャットボットを導入するなどして更なるサービスの充実を図っていかなくてはならない」旨の発言があった。

藤原委員から「資料1-1の3ページに『届出の取下げに関する規定及び住所や屋号が変わった場合の変更届出規定がない』という記載があるが、今後対応を検討するという趣旨なのか」という旨の発言があった。

これに対し、事務局長から「課題として検討するという趣旨である」旨の発言があった。

嶋田委員長から「オプトアウト規定について、名簿等販売事業者に対して一定の法的な規制を作ったが、消費者から多くの意見が寄せられていたこ

とを踏まえ、名簿等販売事業者への対応を検討してまいりたい。苦情あつせんについては、委員会の重要な役割であり、委員会の体制も整いつつあることから、引き続きA I等を活用して、国民の期待に応えていく必要がある」旨の発言があった。

資料について原案のとおり公表することとなった。

(2) 議題2：個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みについて  
事務局から、資料に基づき説明を行った。

熊澤委員から「私からは国際的な枠組み構築の意義について一言述べさせていただきます。世界的にデータエコノミーの重要性が急速に高まっている中で、個人データを適切に保護しつつ流通させていく国際的な枠組みの構築・改善は不可欠であろうと考える。まずは日米欧が、制度の違いを乗り越え積み上げてきた、当委員会とそれぞれのバイの関係性を土台にして、三極での取組を進化させるとともに、考え方を共有できるより多くの国々との間で安心・安全で円滑な個人データの流通の実現に向けた枠組みへと進化させていくという日本の提案の意義は極めて大きく、粘り強くしっかりと進めてまいりたい。」旨の発言があった。

藤原委員から「EUとの相互認証の実現に向けて、2017年秋に欧州議員団が来日された折に、私もEUとの対話に参加させていただいたが、この間の経緯を振り返ると委員会も大変なご苦勞であったかと考える。我が国とEUとの二か国の対話でも、大変であった中で、今度は文字通りマルチでの対応をするわけなので、なかなか困難な課題へのチャレンジであると考えている。ただ一方で、国際的な枠組みを作るという意味では、これまでの当委員会の活動によって我が国は比較的良い立ち位置にいるということで、しっかり取り組んでいく必要があると思っている。

1案については基本的に日米欧の既存の枠組みを発展させようという案だと思うが、訴訟も含めて、プライバシー・シールドをめぐる欧州の動向をしっかり注視していく必要があると思っている。2案については、CBPRに何らかの上乗せをしてEUも合意できるものを作って我が国として国際的に貢献しようという試みだと思うが、GDPRが考えている認証制度とCBPRをどのようにブリッジできるかということを考えていく必要があると思う。

さらに、OECDガイドラインについては、スケジュール感をしっかり把握してフォローしてもらいたいと思う。いずれにせよ、当委員会として個人情報保護に対する哲学が異なる2つの陣営をブリッジさせようとしているのは素晴らしいことであると思う。さらにEUと米国あるいは全く違う第三国の存在も積極的に考慮して貢献していくのであれば、しっかり取り組んでいくべき価値のあるものであると思う。よろしくお願ひしたい」という

旨の発言があった。

嶋田委員長から「国際的なデータ流通の枠組み構築は重要であり、国民からの期待も高まっている状況の中で、当委員会がそれに対して具体的に活動を進めることは非常に重要であると思う。粘り強く対話を進めていきたい」旨の発言があった。

以上